

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

四国運輸局自動車運送事業安全監理室

行政処分等の年月日	令和5年12月4日
事業者の氏名又は名称	Ji建工株式会社(法人番号4470001009650)(代表者 井尻寿司)
事業者の所在地	香川県坂出市江尻町612番地1
営業所の名称	本社営業所
営業所の所在地	香川県坂出市江尻町612番地1
行政処分等の内容	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告
主な違反の条項	貨物自動車運送事業法第17条第4項
違反行為の概要	<p>令和5年8月17日、公安委員会からの通報を端緒として監査を実施したところ、2件の違反が確認された。</p> <p>(1)運転者等台帳について定められた事項の記録が不適切であったこと(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第9条の5第1項)</p> <p>(2)事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な運転者に対する指導監督が不適切であったこと(安全規則第10条第1項)</p>
当該違反点数(営業所)	1点
違反点数(事業者)	1点

※ 当該違反点数及び事業者累積点数については、四国運輸局管内における行政処分等をした日現在の点数となっております。